

平成22年度 第2回八尾市産業振興会議 議事録

日 時 平成22年9月14日（火）午後13時30分～15時30分

場 所 八尾市役所 本館8階 第2委員会室

－事務局による司会で次第に沿って進行－

1. 開 会

2. 経済環境部長 あいさつ

3. 議 事

（1）中小企業地域経済振興基本条例検討部会報告書について

事務局より、報告書の内容について説明

【質疑応答・意見交換】

委 員：○第1条について

現行条例が理念型の基本をうたっていたが、改正の方向性では、具体的な内容が入り、理念や目的が不明確になり、体系だった条文でなくなるのではないかと。現行条例だと発展に寄与することが目的、改正の方向性だと様々な課題の解決もしくは相互理解が目的になっているように読み取れる。目的がどのあたりになるのか。

○第4条について

現行条例では、産業集積をうたっており、全国的にも先駆けた表現であったが、新たに設けるべき項目について見ると、具体的な内容の一部は入り、条文としての一貫性がなくなるのではないかと。また、報告書P.7（1）の記載の中で、改正の必要はないとある一方で、住工混在問題等への取組みを進める必要があるとある。これは、条例上の話ではなく実施計画上の話なのか。それとも解釈に含められるものなのか。また、（3）の記載の中で、産業情報の発信を新たな条項として設けるべきとあるが、web活用などを条文上記載するのか。あまりに具体的ではないかと。

○第5条について

本来施策の中で具体化すべき内容まで踏み込んでいる。また、財政上の措置と、実施型条例的な内容になっている。また、「行政内部の異なる部署間の連携」は、行政内部の話で条例とは関係ないのではないかと。

○第6条について

企業内の目的や地域社会の一員としての貢献活動などが記されており、結果として、中小企業者等の役割が小さくなるかもしれない。地域貢献活動とは平たく言うと町内会のどぶさらいや草むしり等の程度ということになりはしまいか。地域社会を構成する一員としての貢献でもっとも重要な事は、存在、存続する事であってその地に雇用を提供することではないかと。ご近所とのコミュニケーションは大切な事だが条例にて規定する事かどうかは疑問に感じる。

○第7条について

市民や事業者に強制を強いるものになる可能性がある。

○第8条について

地域貢献活動に積極的協力と、大きくその役割の目的が後退する可能性を含むと考えられる。

地域貢献活動とは平たく言うと町内会のどぶさらいや草むしり等の程度でよいという解釈になるかもしれない。大企業の地域社会の発展に欠く事の出来ない重要な役割は、地域に雇用と仕事の発注をもたらすことのはずである。書くことで範囲を限定することにつながらないか。

○全体的な内容について

現行条例の理念型の条例が、第5次総合計画を補完する実施型条例になるように思われる。条例検討部会第一回目会合では、理念型を維持するということだったが、中小企業活性化で、地域経済の振興をめざす、産業施策の憲法的な役割から、総合計画に基づき、施策を実施する法律的な実施型条例へと条例の役割が大きく変わるのではないか。

基本を定める条例と具体的な施策ですすめる内容とが、条例に混同し、総合計画や実施計画と同格となっていく様なら、条例としての「格」が大きく後退すれば、いずれ条例の存在が薄れ要らなくなってしまうのでは。

現行条例は大変優れた理念型条例であり、施策の後退を招く可能性のある改訂にならないようにすべきである。具体的な施策は、条例の中ではなく、具体的な施策の中で行うのが本来の趣旨ではないか。

事務局： 本報告書は、条例検討部会としての意見集約の結果としてまとめさせていただいたところであるが、委員ご指摘の内容については、今までの議論の経過も振り返りつつ、事務局から回答させていただく。

○第1条について

住工混在問題等の具体的な内容については、説明のための例示であり、条文上に記載はしない。また、部会の中で、中小企業で働く人が生きがい・働きがいを感じることができるようことや、市民と事業者との相互理解と信頼の構築が目的として重要である旨、議論された。また、条例に新たに前文を設け、条例の理念的な内容については、そこに明確に記載すべきとご意見をいただいたところである。

○第4条について

(1) 後段の住工混在問題等の具体的な内容は、逐条解説で詳細な説明のため記載することはあるが、条文への記載はしない。(4)のweb活用についても同様で、部会の中の議論で出た具体例の一つであり、これら一つ一つを条文に記載するというのではなく、条文は全体のバランスを考えながら作成する。

○第5条について

行政内部の連携については、ご指摘のとおり、行政内部の問題でもあるので条文への記載は難しいかも知れないが、その重要性についてご意見頂戴しており、ここに記載させていただいた。また、財政上の措置については、これを記載することによって基本条例の性格が変わるものではないと考えている。なお、大阪府をはじめ、他自治体の同様の条例でも記載されているところはある。

○第6条について

地域貢献とは地域社会との信頼関係を構築するということであり、清掃活動等を意味するような議論ではなく、地域イベントへの協力、学校への出前講座、環境に配慮した操業等、より大きな視点での地域貢献について議論いただいたところである。

また、事業所の存続こそが地域貢献というのは委員ご指摘のとおりだが、例えば騒音等で住民とのトラブルが発生すると、産業集積の維持やまちづくり全体にも支障をきたす。よって企業も地域社会の一員として、住民との相互理解を得るためにも、今後は地域貢献活動への取組みが重要である旨、議論いただいたところである。

○第7条について

ここでは市民と事業者の相互理解が必要であるという点を強調しているところであり、罰則等を設ける等、強制を強いるような理念条例を逸脱した内容になることはない。

○第8条について

第6条と同様、例で挙げていただいた清掃活動のような内容ではなく、より大きな意味での地域社会との信頼関係構築のための取組みを指すものである。

○全体的な内容について

条例と総合計画はどちらが格上というものではない。今回の条例見直しは、新たな総合計画策定時期と、社会経済情勢の変化による基本条例見直しのタイミングが重なったもの。また、本条例は理念型の条例ではあるが、第4条に基本的施策が規定されており、条例の実効性を担保していくため、総合計画の施策体系との整合性も合わせて検討していく必要があった。

委員： 報告書は部会における委員の皆さんの意見が集約されたものであるが、条例は条文と逐条解説という二段構えであり、また、条文は一定のルールに沿って作成されるため、報告書の記載内容がそのまま条文となるものではない。部会では、考え方・価値観が異なる方同士が議論を行ったが、中小企業は市の宝物であり、その宝物を守り育てていくためには市民と事業者の相互理解が必要であるという点について一定の方向性が示すことができたと思う。相互理解の実現のため、対話の場を創出する等、進めていただきたい。

委員： 多くの大企業は地球環境問題に対して積極的に取組みを進めており、行政でも東大阪市や八尾市では環境総合計画を策定しており、将来を見据えたビジョンづくりを進めている。今後は八尾市でも環境関係の商品開発などを進めていく必要がある。

委員： 部会で出された様々な意見や、方向性について報告書の中にまとめられている。報告書に記載されているものが全て条文になるのではないが、今までの条例をより良いものとするという意見は一致しているはず。また、地域貢献についてはもっと広い視点で考えるべき。地域を良くするという事は、今ある地域をよりよい地域にしていくという歴史を作ることである。製造業者が新たな技術・製品を開発することや、商業・サービス業者が新たな商品を販売し、市民に提供することも地域貢献であり、そういったことを通じ、より住みよい社会を実現していくことが地域貢献である。

また、条例に書いていることを実施しなくても罰則はないが、条例の理念について共通認識を持ち、理念を実現できるような力をつけることが重要。

委員： 「地域貢献」ではなく「地域貢献活動」という書き方が気になる。「活動」という表現になるとおっしゃるような広い視点での地域貢献ではなく、範囲の限られる印象を受ける。

委員： 今度は条例が改正された後、報告書にあることを実行していく必要があり、我々も市民として、関係者への周知等を図っていきたい。交通の便の問題がある。交通の便の悪い地域では、市の中心地へたどり着くのが困難になっており、八尾の物を八尾で買うことが難しくなっている。総合計画は10年間かけて、理想とするまちの実現を目指すのが、市民は10年間も待ってられない状況である。

委員： P.10(3)および、P.11の条例の発信力強化についてはこれからの課題である。また、行政の異なる部署間の連携について、具体例として、商店街の空き店舗に保育所を設置するなどの取組みについては、産業部署単独ではなく、行政内部の他の部署との連携が必要となってくる。

委員： 地域のことを学ぶため、八尾市内の小中学校の新任教員の研修の中で市内のものづくり企業を訪問し、現場を体験するという取組みがある。全市的にそういった取組みができればと思う。

委員： 組合費を払わない、団体に加入しないという商業者が増えている中、商業者は地域で団体に加入すべき旨を記載した条例が大阪府をはじめ策定されている。報告書の地域貢献の記載もこういった問題も反映したものでありよいと思う。

(2) その他報告事項

事務局より、今後のスケジュールについて別紙資料に沿って説明。

【質疑応答・意見交換】

委員： 次年度以降の新たな検討テーマについては、いつどのように決定するのか。

事務局： 第3回の本体会議にて事務局より案を提示させていただきたいと考えており、そこでお諮りしたい。

委員： 発信力強化について、次年度以降どのように行っていくのか。産業振興会議として何かするのか。

事務局： 報告書の P.12 に産業振興会議の検証機能について記載があるが、産業振興会議として、条例の理念の実現がどう進んでいるのか検討したい。

事務局： この2年間の産業振興会議では、総合計画に基本条例と今後の10年を見据えた理念・方向性について検討を行ったが、産業振興会議本来の役割は、具体的にどういった施策を実施していくかを議論するものである。条例、総合計画をどう具体化するのか、また条例をどう発信するのか等について、検討いただきたい。

委員： 会議の持ち方について、本体会議は現在年3回であるが、本体会議を2ヶ月に1回、部会を毎月する等、全体として回数を増やしていいのでは。

委員： 条例が改正されれば、新たな条例に則った施策を迅速に実行する必要がある。行政は予算要求のタイミング等もあり、施策を実施するには様々な手順を踏む必要があるので、早い段階で実行できる体制をとっていただきたい。

委員： 大阪府は中高生の職業体験を進めており、専門学校と連携した職業体験など行っているが、八尾市ではどのような取組みが行われているのか。

事務局： 中小企業サポートセンターが中心になって、工科高校での技術指導や、保護者向けの工場見学会を開催する等している。今後もこういった取組みを通して、ものづくりに対する理解を図っていきたいと考えている。

委員： 商店街では市内の中学生の職業体験の受け入れを従前より行っている。今年度も竜華中学校、八尾中学校、成法中学校等が行う予定。

委員： 職業体験の受け入れを行ったことがあるが、自分がやりたい仕事を体験するため、遠くの地域からわざわざくる等、目的意識と熱意を持った子ども達が年々増えている。部会で議論されてきた理念を広げていければ、更に前に進むことができると思う。

委員： 製造業の現場は危険も伴うので、子ども達の職業体験ではなかなか来てもらえないかも知れないが、こういう現場も見てもらいたいという思いはある。

委員： 重要な条例だが、現在の厳しい状況を見て、商業者等に対して早急に、具体的に何か手を打た

ないと手遅れになる。団体に参加していない、情報を得られていない事業者についても、サポートを受けられているのかどうか等、行政も現状を把握しておくべき。

事務局： 産業振興会議を通じて、皆様の意見を取り入れ、市として具体的にどういった手立てを講じていくべきか検討しているところである。産業振興を進めるにあたっては、事業者、市それぞれの役割を果たしていく必要があるが、先ほどご意見もあったが、年3回の本体会議では限界もあり、運営方法については、開催時期の見直しやオフ会の開催等、検討する必要がある。

委員： 八尾は河内音頭発祥の地であり、地域や商店街等でも様々な催しが開催されている。ただ、そういった情報や商店街で提供しているサービス等について消費者はあまり知らないことが多く、また、あきんどON-DOネットもいろいろな情報が載っているが高齢者等はなかなか使えない。今後は情報発信により力を入れていただきたい。

委員： 個々で様々な活動されているが、市全体で知れ渡っておらず、情報発信力の強化は重要。八尾の良さが条例という形だけでなく、職業体験等、身近なことをきっかけに知れ渡っていくことが、結果として全てのことにつながっていくように思う。公式な、全員参加の会議でなくてもオフ会のような意見交換できる場があれば参加したい。

委員： 昔は井戸端会議のようなものの中で、市や地域のいろいろな情報が入ってきていた。今はそういった場は少なくなってきたかも知れないが、そういう場があれば、それを通じて八尾全体の話も盛り上がってくるのでは。

委員： 教育委員会から子ども達のアイデアを元にしたロボットの作成依頼が来ている。将来的に八尾の中小企業で働きたいと思える子どもを育てたいという思いをもとにした取り組みであり、教育委員会も熱心である。また、様々な立場の人が集まるシンポジウムの開催を企画しており、条例についてもそこで触れたいと思う。年齢や立場を超えて、お互いに信頼関係を構築する機会になれば。八尾市全体で取り組んでいくことが大事であると考えている。

委員： 中小企業基本法の改正により、国は頑張る中小企業を支援し、地方自治体も中小企業を支援すべき旨が定められ、その流れの中で八尾市の条例も策定された。部会へもオブザーバーとして参加させていただいたが、国の予算・施策がどのように地域に貢献できているのかということについては、こういった場でないと感じできない。先ほど「中小企業は八尾にとって宝物」というお話があったが、そういったある種の感動をもって行政は施策として実行にうつす必要がある。
また、委員の皆さんの役割は大きく2つあり、一つはそれぞれの立場からご意見を頂戴すること。もう一つはここで議論された内容や、得られた情報について、各々が所属される団体等へ情報発信されることであると感じた。

委員： 条例の内容について、前文の理念等を記載したポスターの作成などできないか。それを店舗に掲示することで、条例の周知につながり、また苦しい次期だからこそそういったものが事業者にとっても支えになる。また報告書のP.2にあるとおり、あきんどON-DOネットなど産業振興会議の施策提言の結果、形になったものが多数あり、引き続きがんばっていただきたい。

委員： 産業を支えていく人材を育成する必要がある。若い人にとって、工場は汚い・危険というイメージが強く、就職先として避けられがちかも知れないが、全てがそうではない。また、ものを作る楽しみを知ることは大人になってからでは難しく、子どもの頃から関心を持てるようすべき。地元にもどり家業を継ぐ、親が残してくれた事業を元に新たな事業を興すなど、条例をベースとし、そういった流れをつくることができればと思う。

委員： 大学の学生たちが、堺の地場産業である堺線香の製造所で、オリジナルの線香を製造し、それを商店街で販売する取り組みを行ったが、工場での作業も含め、楽しみながら熱心に取り組んでい

た。座学の勉強などよりも、実際に身体で体験し学ぶことが一番勉強になると感じた。

・商工振興拠点について

事務局より、商工振興拠点整備事業の進行状況等について説明

4. 産業政策課長あいさつ

5. 閉 会

以上